

令和4年1月25日

兵庫県経営者協会
会長 三原 修二 様

兵庫県産業労働部長

感染拡大防止に向けた取組に係る会員企業への周知について（依頼）

平素は、県行政の推進に格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

本県は、1月27日から2月20日までの間、まん延防止等重点措置実施区域に指定されました。新規感染者数は、連日過去最高を更新し、病床使用率が4割を超えるなど、第6波の感染拡大が止まらない状況です。

これらの状況を踏まえ、別添のとおり、事業者の皆様へ「感染拡大防止に向けた在宅勤務（テレワーク）等の推進について（依頼）」を公表したところです。

については、貴職におかれましても会員企業に対して周知いただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

兵庫県産業労働部政策労働局労政福祉課 團野（だんの）・久保田
電話：078-362-9176 、E-mail：Hiroshi_Kubota@pref.hyogo.lg.jp

令和4年1月25日

事業者の皆様へ

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長（兵庫県知事） 齋藤 元彦

感染拡大防止に向けた在宅勤務（テレワーク）等の推進について（依頼）

本県は、1月27日から2月20日までの間、まん延防止等重点措置実施区域に指定されました。感染力の強い「オミクロン株」への急速な置き換えにより、新規感染者数は、連日、過去最高を更新し、病床使用率が4割を超えるなど、第6波の感染拡大が止まらない状況です。

感染拡大を阻止し、医療ひっ迫を防ぐとともに、社会経済活動を維持していく観点からも、事業者の皆様におかれましては、在宅勤務等の取組を積極的に推進されますようお願いいたします。

記

- 1 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力的に推進してください。
- 2 高齢者や基礎疾患を有する者等重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行ってください。
- 3 乳幼児や児童等を看護・保育する必要がある労働者についても、在宅勤務（テレワーク）等の就業上の配慮を行ってください。

中小企業の皆様には、県が整備した在宅勤務用システム基盤（テレワーク兵庫）がご利用できます。あわせてテレワークの導入支援にあたっては、ひょうご仕事と生活センターのテレワーク導入支援助成金やICTアドバイザーによるサポートをご活用ください（別紙参照）。

在宅勤務（テレワーク）の推進に向けた企業支援

兵庫県では、県内企業のテレワーク推進に向けて、システム基盤の提供や技術的助言等の支援を行っています。

1 在宅勤務用システム基盤（テレワーク兵庫）

自宅パソコンから職場パソコンにアクセスして在宅勤務できるテレワークシステム

(1) 対象

兵庫県内の中小企業（一企業あたり 300 人程度まで登録可能）

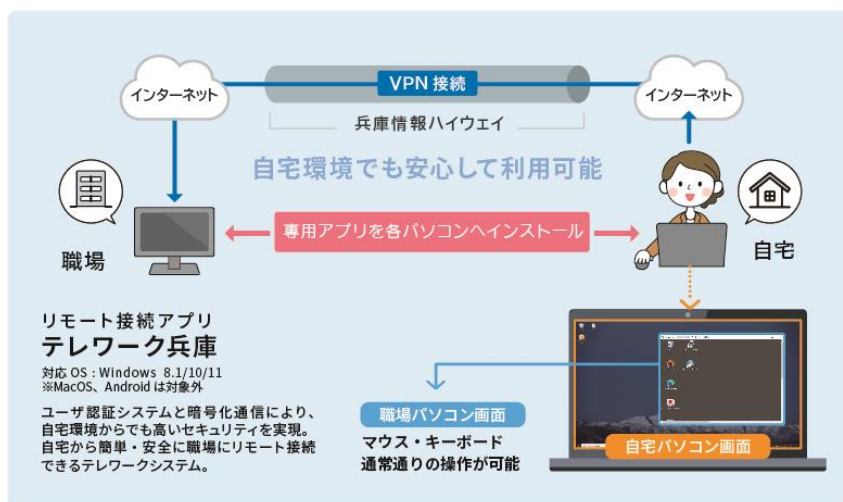
(2) 利用条件

令和 5 年 12 月までの間、無償で提供します。

企業及び自宅のインターネット回線、PC 等については自己負担でご準備ください。

(3) 申込み方法

企業の経営者またはシステム管理者から申込みください。



2 テレワーク導入支援助成金（環境整備支援助成金）

県内中小企業に対し、テレワークシステムの導入に係る経費を助成

(1) 対象

在宅勤務用 PC、タブレット、ソフトウェア、周辺機器の購入費用、
ネットワーク設定等の初期費用

(2) 補助率

対象経費の 1/2（上限 2,000 千円）

3 ICTアドバイザーによるサポート

テレワークシステム導入やセキュリティシステム対策に関する専門家の助言（無料）

【テレワークのご相談先】

○テレワーク兵庫

【問い合わせ先】テレワーク兵庫ヘルプデスク

☎ 078-381-9205（平日 9:00～17:30）

E メール：hyogo-telework@soc.pref.hyogo.jp

○テレワーク導入支援助成金・ICTアドバイザーによるサポート

【問い合わせ先】（公財）兵庫県勤労福祉協会 ひょうご仕事と生活センター

☎ 078-381-5277（平日 9:00～17:00）